

第 25 回農業資材審議会農薬分科会 議事概要

1 開催日時及び場所

日時： 令和 3 年 4 月 21 日（水） 15:00 ～ 16:30

場所： 農林水産省消費・安全局第 6 会議室（WEB 会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

赤松美紀、梅田ゆみ、五箇公一、代田眞理子、夏目雅裕、西本麗、平沢裕子、美谷島克宏、與語靖洋、天野昭子、小浦道子、坂真智子、関田清司、山田正和、山本幸洋

3 専門参考人（敬称略）

本田卓

4 会議の概要

（1）農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の新規登録に係る意見の聴取について（諮問）

農林水産大臣より諮問を受けた、タバコカスミカメを有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の新規登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料 4）に基づき審議を行った結果、登録することについて了承された。

委員からの主な質問又は意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（意見）生態的特性から定着の可能性が低いという予測をもって、リスクがないと評価することには生態学的に問題があると認識しているものの、現行の整理で評価を進めることには制度上の問題はないと理解。今回の議論をきっかけに、今後、生物多様性の観点から天敵農薬の管理について議論することが必要。

（質問）作付け終了後にタバコカスミカメの死亡を確認するとあるが、タバコカスミカメのような小さな生物を目視で確認することは可能か。

（回答）タバコカスミカメの体長は 3～5 mm でかつ、動いている生存個体の判別となるので、目視で確認することは可能。

（意見）今後も、天敵農薬の登録申請が想定されるため、天敵農薬の評価方法の検討をどのように行うべきか提案いただきたい。

（回答）事務局で案を作成し、次回以降の分科会で提案する。

（2）「ミツバチが暴露しないと想定される作物」について

與語委員より、令和 3 年 4 月 14 日の第 1 回農薬蜜蜂影響評価部会で審議した内容について、「ミツバチが暴露しないと想定される作物（案）」（資料 5）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

(3) 農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方について

事務局より、農薬登録に当たって評価に必要な資料を定める「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）の改正に当たっては農薬分科会に報告し、必要に応じ意見を聴くこととすることを説明。本日の分科会では（2）の議論に基づいて該当部分を改正することについて、了承された。

(4) 「公表文献の収集、選択のためのガイドライン（仮称）」について

事務局より、「公表文献の収集、選択のためのガイドラインの検討（案）」（資料6）に基づき説明し、ガイドライン作成のために検討すべき点について合意され、引き続き検討することとなった。

委員からの主な質問又は意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）収集の対象とする文献の範囲に有効成分と代表的な製剤とあるが、農薬の処理方法も念頭に入れて収集いただきたい。また、Klimisch 基準は、農薬の暴露に関する文献の信頼性評価にも適用できるのか。

（回答）適用可能と考えている。

（質問）収集の対象とする文献の範囲に環境動態の分野も対象にするとあるが、土壌、水、大気を分析した文献が検索されると考えられるが、農薬が使われていない試料を分析した文献も収集の対象になるのか。

（回答）検索キーワードに対象とする農薬についての論文としているので、収集の対象にはならない。検索キーワードについては引き続き検討する。

（意見）検索キーワードと分野の組合せによって、膨大な数の文献が収集されることが予想される。それらを分類することは、申請者にとって大きな負担となるため、検索キーワード、収集の対象とする文献の範囲はしっかり検討いただきたい。分野によっては他府省の所管となるので、関係府省ともしっかり検討していただきたい。また、再評価の申請期限は、早いものでは本年の12月であるが、公表文献の収集・選択と再評価の関係はどうなっているのか。

（回答）他府省と連携し、必要なものを収集し、不要なものを収集しないよう検討していきたい。また、再評価との関係は現在検討中。

（質問）収集する文献は一次資料とあるが、実験の伴わない研究についての文献、例えば、複数の文献を解析した文献、物理化学性に基づくシミュレーションに関する文献もあるが、これらも収集の対象とするのか。

（回答）今後検討する。

(5) その他

事務局より、「みどりの食料システム戦略 中間取りまとめ（抜粋）」（資料7）に基づき、化学農薬使用量（リスク換算）の求め方について説明。この求め方に基

づいて、引き続き検討することとなった。

委員からの主な質問又は意見と事務局からの回答は以下のとおり。

- (質問)「総合的な病害虫管理」には病害虫だけではなく、雑草管理も含まれるとの理解でよいか。
- (回答)所管ではないので断定的なことは申し上げられないが、雑草管理も含めてのことと理解している。
- (意見)リスク換算にADIを用いるのはやむなしと考えるが、ADIは人への毒性指標であり、環境に注目し農薬を低減するとしたこの戦略に矛盾。将来的に、環境生物に対する影響指標が確立したら、リスク換算の方法を見直すことができるようにしておくべき。
- (質問)中間取りまとめの中で、「ネオニコチノイド系農薬」という特定の農薬を記載している意図は何か。他にも、薬剤耐性が問題とされている除草剤などもある中で、「ネオニコチノイド系農薬」と明記することに疑問。ネオニコチノイド系農薬についてはミツバチへの影響に関して様々な議論がある。
- (回答)現在、多く使用されている殺虫剤の代表例として記載している。
- (意見)ネオニコチノイド系農薬は、昆虫へのリスクが高く、環境保護の観点から注目されている。ネオニコチノイド系農薬は人畜に対して毒性が低いため、資料のリスク換算方法ではリスクが低く見積もられることに留意すべき。
- (意見)「ネオニコチノイド系農薬を使用しなくてもすむような」との記載があり、これでは全廃を目指しているように見える。薬剤抵抗性病害虫の発生を防ぐためには、同系統の農薬を多用しないことが重要と認識しており、表現としては「多用しないような」、「頼らないような」の方が適切と考える。リスクの低い農薬を使い続けても、抵抗性の発達や環境への蓄積の問題は解決できないため、様々な系統の農薬をローテーションしながら使用しつつ、全体の使用量を削減することが重要ではないか。また、農薬の開発に要する時間を考えると、目標達成期限までに新規農薬が開発されるのか疑問。
- (意見)リスクがより低い農薬に転換していく方向性には同意。国が方向性を示すことで、メーカーも国の方向性に沿った農薬開発を目指すこととなる。ただし、農薬の開発には10年単位の時間を要するので、開発を後押しするようなインセンティブが必要。また、海外ではRNA農薬を環境中に散布することに対する議論があり、ハードルが高い印象。

(以上)